

令和5年度 一般会計歳出 15 款 8 項 2 目 13 節 (51)

期 間

工事完了年月日  
令和5年 8月 25日

令和5年4月20日 提出

賃貸借完了年月日  
令和 8年 1月 4日

## 設 計 書

件 名 都 岡 小 学 校 仮 設 渡 り 廊 下 賃 貸 借

設 置 場 所 横 浜 市 立 都 岡 小 学 校 ( 横 浜 市 旭 区 都 岡 町 4 番 地 8 )

概 要

.....  
(1) 仮設渡り廊下の設置工事 (計画変更等法的手続き含む。)

.....  
(2) 仮設渡り廊下の賃貸借

.....  
(3) 仮設渡り廊下の解体工事 (令和8年1月5日～令和8年3月31日)

理 由

.....  
都岡小学校建替えにおいて、令和4年度しゅん工した新A棟と  
.....  
既存体育館との間に、車椅子使用の児童が雨に濡れることなく  
.....  
往来ができるように、仮設渡り廊下の賃貸借契約を行います。  
.....







## 都岡小学校仮設渡り廊下賃貸借 支出割合

(消費税地方消費税相当額を含む)

年度月	支出割合(%)	支払金額(円)
5年度	40.00	
3月	40.00	
6年度	30.00	
4月		
5月	7.50	
6月		
7月		
8月	7.50	
9月		
10月		
11月	7.50	
12月		
1月		
2月	7.50	
3月		
7年度	30.00	
4月		
5月	7.50	
6月		
7月		
8月	7.50	
9月		
10月		
11月	7.50	
12月		
1月		
2月	7.50	
3月		
合 計	100.00	

# 都岡小学校仮設渡り廊下賃貸借仕様書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

## 1 概要及び履行期間

- (1) 仮設渡り廊下設置工事（計画変更等法的手続きを含む） 契約締結日から令和5年8月25日まで
- (2) 仮設渡り廊下賃貸借業務 令和5年8月26日から令和8年1月4日まで
- (3) 仮設渡り廊下解体工事 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで

## 2 履行場所

横浜市旭区都岡町4番地8

## 3 契約条件

仮設渡り廊下使用期間 令和5年8月26日から令和8年1月4日まで

契約期間を超えて、横浜市が引き続き仮設校舎の賃貸借が必要と判断した場合は、賃貸借期間の延長について、別途協議を行う。

## 4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び設計書、図面、現場説明書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、市と協議し決定します。

## 5 施工前協議

施工前に、施工計画書を市に提出し、市と協議を行うこと。

## 6 施工体制等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う土木事務所、警察等への手続きは本契約に含む。

また、工事車両の通行は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

## 7 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

## 8 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、児童及び近隣住民の安全を確保すること。

## 9 施工計画

### (1) 一般共通事項

- |              |                                       |   |
|--------------|---------------------------------------|---|
| ア 事前現場調査     | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 不可             |
| イ 官公庁その他への届出 | <input type="checkbox"/> 市            | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |

### (2) 仮設工事

- |            |                                       |   |
|------------|---------------------------------------|---|
| ア 現場事務所    | <input type="checkbox"/> 要            | <input checked="" type="checkbox"/> 不要    |
| イ 工事中仮設トイレ | <input type="checkbox"/> 要            | <input checked="" type="checkbox"/> 不要    |
| ウ 工事中水     | <input type="checkbox"/> 支給           | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| エ 工事中電力    | <input type="checkbox"/> 支給           | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者負担 |
| オ 仮囲い      | <input checked="" type="checkbox"/> 要 | <input type="checkbox"/> 任意（受注者が安全を確保）    |

## 10 引渡検査

- (1) 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続を経たうえで、その旨を市に通知しなければならない。
- (2) 市は完了の通知を受けたときは、すみやかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。
- (3) 検査に合格したときは、市はすみやかに引渡しを受けるものとする。
- (4) 受注者は引渡し前に建物の内外にわたり十分に清掃を行うものとする。
- (5) 引き渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品（貸与品）、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。

## 11 維持管理

受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、その以外の事項については、その都度協議により決定する。

- |             |                                       |   |
|-------------|---------------------------------------|---|
| (1) 公租公課    | <input type="checkbox"/> 市            | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |
| (2) 火災保険    | <input type="checkbox"/> 市            | <input checked="" type="checkbox"/> 受注者 |
| (3) 法定点検    | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (4) 各種消耗品   | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (5) 電気料金    | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (6) ガス料金    | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (7) 上下水道使用料 | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (8) 清掃      | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (9) セキュリティ  | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |
| (10) 保守点検   | <input checked="" type="checkbox"/> 市 | <input type="checkbox"/> 受注者            |

# 現 場 説 明 書

横浜市教育委員会事務局教育施設課

- 1 件 名 都岡小学校仮設渡り廊下賃貸借
- 2 履 行 場 所 横浜市旭区都岡町4番地8
- 3 賃貸借概要 設計書、図面のとおり  
※ 建物の設置費  
(1) 構造・規模 軽量鉄骨造 1階建て  
(2) そ の 他 スロープ等
- 4 配布図書 (1) 設 計 書  
(2) 図 面  
(3) 都岡小学校仮設渡り廊下賃貸借仕様書  
(4) 現場説明書
- 5 工 期 (1) 設置について  
契約締結日から令和5年8月25日 まで  
(2) 解体について  
令和8年1月5日から令和8年3月31日まで
- 6 予定賃貸借期間 令和5年8月26日から令和8年1月4日 まで
- 7 契約履行上の特別条件  
(1) 支払いについて  
別紙賃貸料の支払い割合のとおり。  
(2) 設置、解体上の安全について  
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。  
関連詳細については、8の各項目に留意すること。  
(3) 各種下請け業者（専門業者）について  
市内業者の優先使用について配慮すること。
- 8 現場状況及び関連事項  
(1) 工事の施工にあたって、設計書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、横浜市建築局建築工事特別仕様書、公共建築工事標準仕様書「建築工事編」「電気設備工事編」「機械設備工事編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び建築基準法、建築事業関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。  
(2) 工事着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の構造物、埋設物等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場

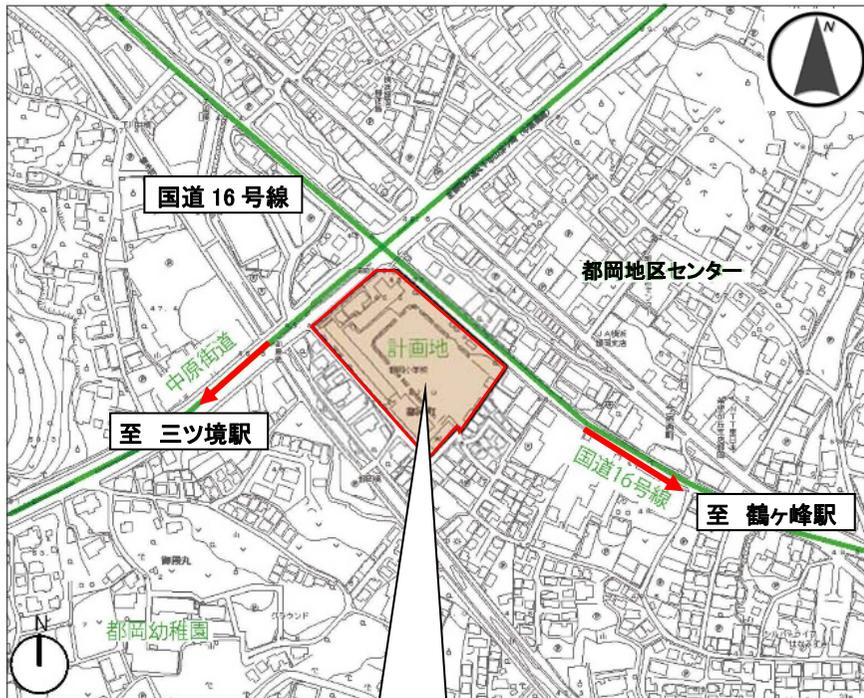
合はそれらの保護または適切な措置をする。

- (3) 工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮し、学校と事前に調整する。
- (4) 仮設計画及び工程については、本市職員と十分打合せを行い、工事の安全と工程を遵守し作業を進める。
- (5) 工事中、道路など既設物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずるとともに、本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。
- (6) 仮設搬入路の確保に際し、支障となる遊具等の移設及び撤去は本契約に含む。
- (7) 登下校時間は、資材搬出入を行わない。
- (8) クレーン作業時には必ず誘導員を立てるとともに、他作業時にも作業箇所の周囲は、児童生徒の立ち入りを遮断するよう安全対策を講じる。
- (9) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
- (10) 飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。敷地内は禁煙とする。
- (11) 発生材（産業廃棄物）の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理し、マニフェストの提出を行う。
- (12) 工事中仮設電気・水道は、学校の詳細を得たうえで使用すること。なお、学校敷地以外で新たに引き込む場合は、その手続きを含め実施すること。
- (13) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領を参照し、工程段階毎に入念に撮ること。特に、隠れた部分の写真がない場合、破壊検査・復旧を命ずることがある。その費用は賃貸人の負担で行う。
- (14) 工事の施工に際し、関係者と十分な連絡をとり、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。
- (15) 別添の方法により揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、賃借人に報告すること。  
なお、測定結果が指針値を超える場合には、原因の究明に努めること。
- (16) その他、不明な点は事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。

件名

都岡小学校 案内図・配置図

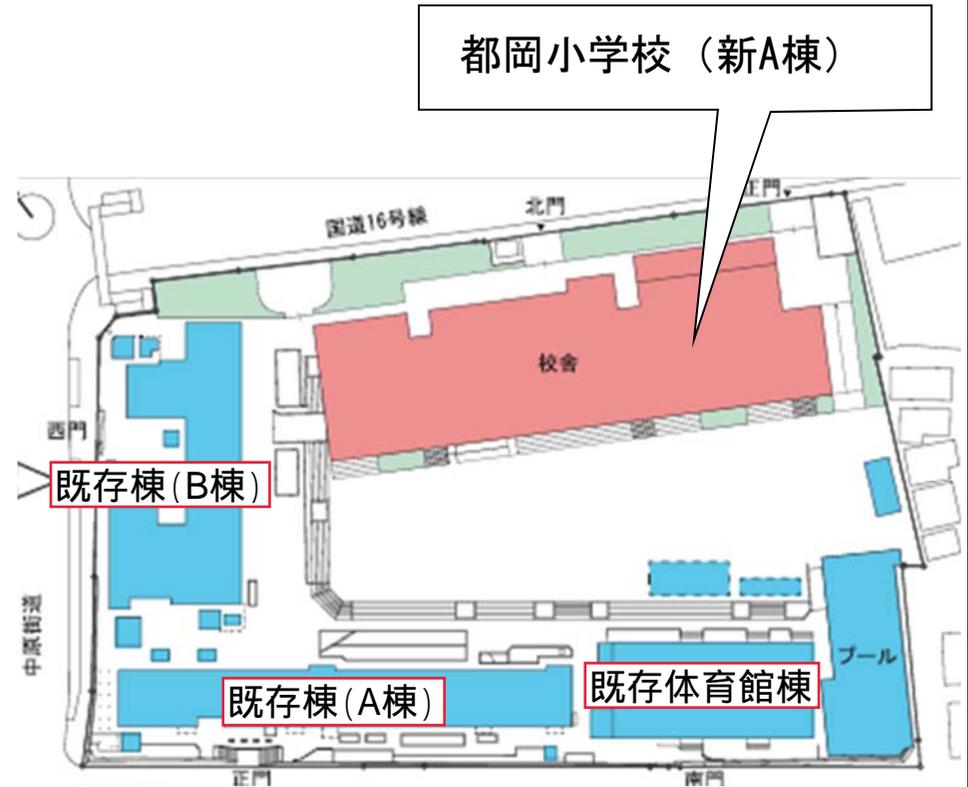
案内図 旭区都岡町4番地8



業務委託場所 都岡小学校

※この地図の著作権は横浜市が保有します。  
この地図は一部加工しています。

配置図



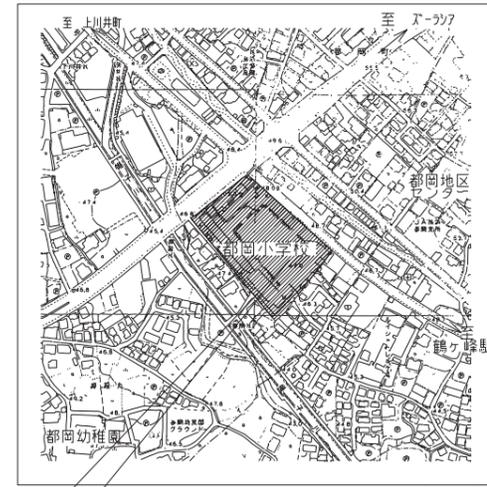
敷地概要

地名地番	横浜市旭区都岡町4番地の1
用途地域	第2種住居地域
高度地区	第4種高度地区(20m+7.5m+0.6/1)
防火・準防火地域	準防火地域
その他	緑化地域、建築基準法第22条による区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区
日影規制	高さが10mを超える建築物: 4.0m/4時間/2.5時間
敷地面積(m <sup>2</sup> )	11,952.33 m <sup>2</sup>
許容建ぺい率(%)	60 %
許容容積率(%)	200 %
建築面積/延床面積	4,445.52 m <sup>2</sup> / 10,865.21 m <sup>2</sup>
計画建ぺい率/容積率	37.19 % / 90.77 %
道路幅員	北側: 11.0m (法42条1項1号) 南側: 4.0m (法42条2項) 西側: 26.0m (法42条1項1号) 東側: 4.0m (法42条2項)

設計概要

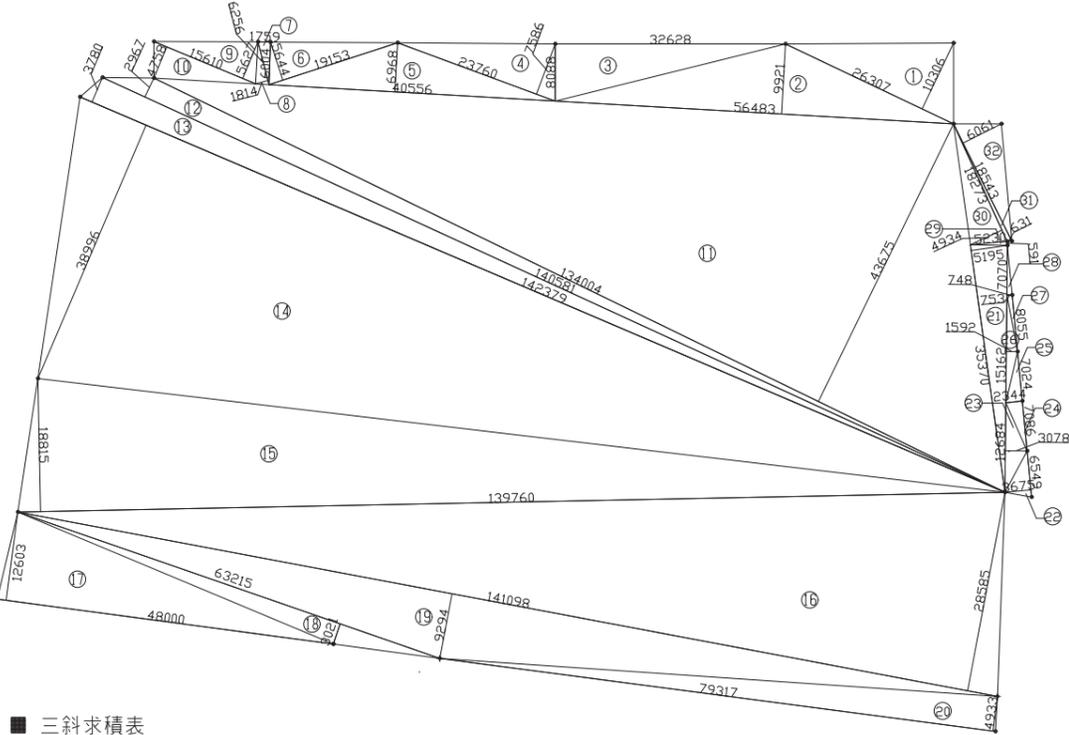
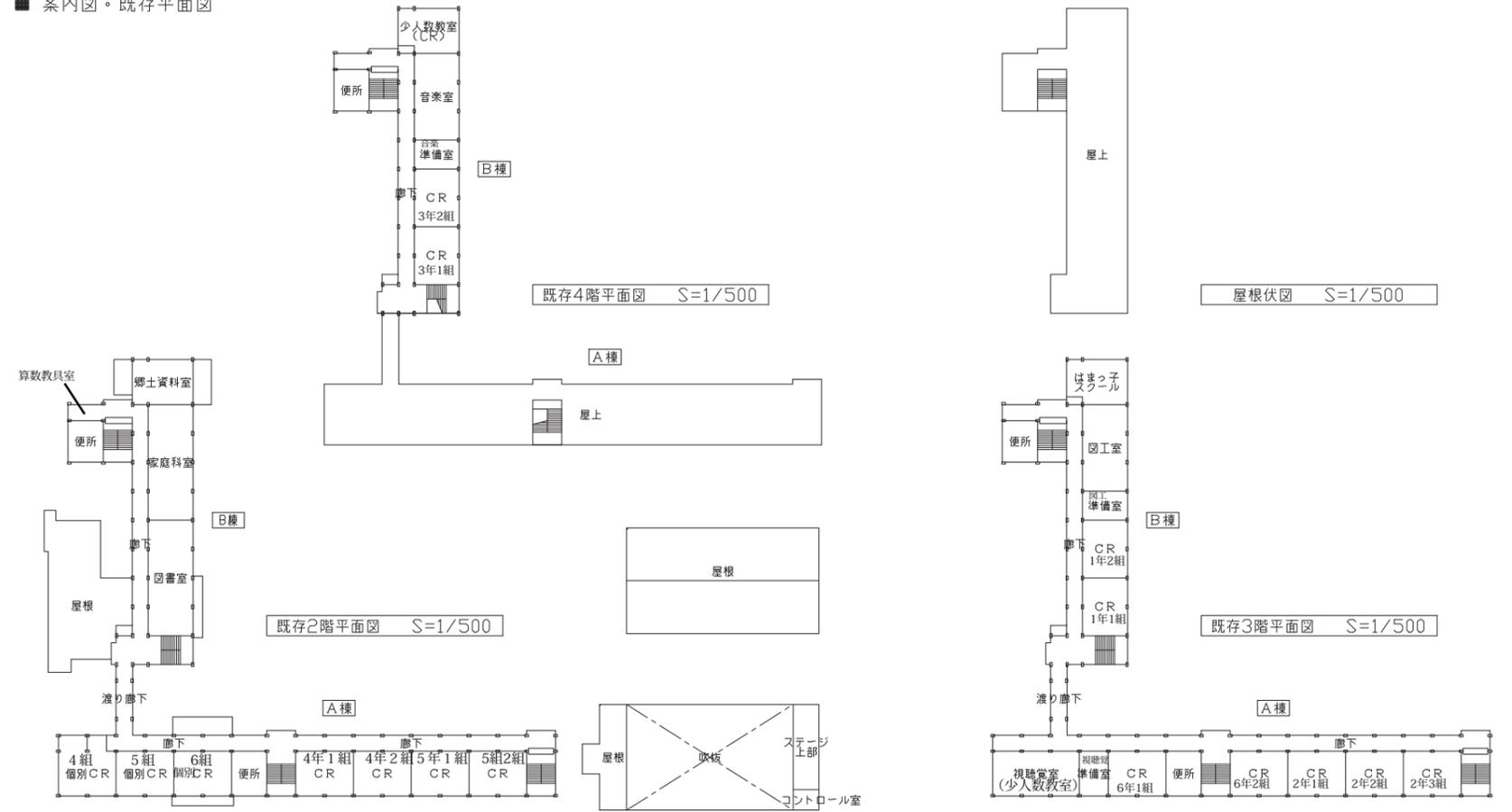
増築工事	新A棟 および 仮設倉庫
階数	(新A棟) 3階建て (仮設倉庫) 1階建て
構造	(新A棟) RC造 (仮設倉庫) S造
最高の高さ	(新A棟) 12.42m (仮設倉庫) 2.99m
最高の軒の高さ	(新A棟) 11.66m (仮設倉庫) 2.86m
建築面積	(新A棟) 1,954.43 m <sup>2</sup> (仮設倉庫) 61.60 m <sup>2</sup>
延床面積	(新A棟) 5,050.96 m <sup>2</sup> (仮設倉庫) 61.60 m <sup>2</sup>

付近見取図



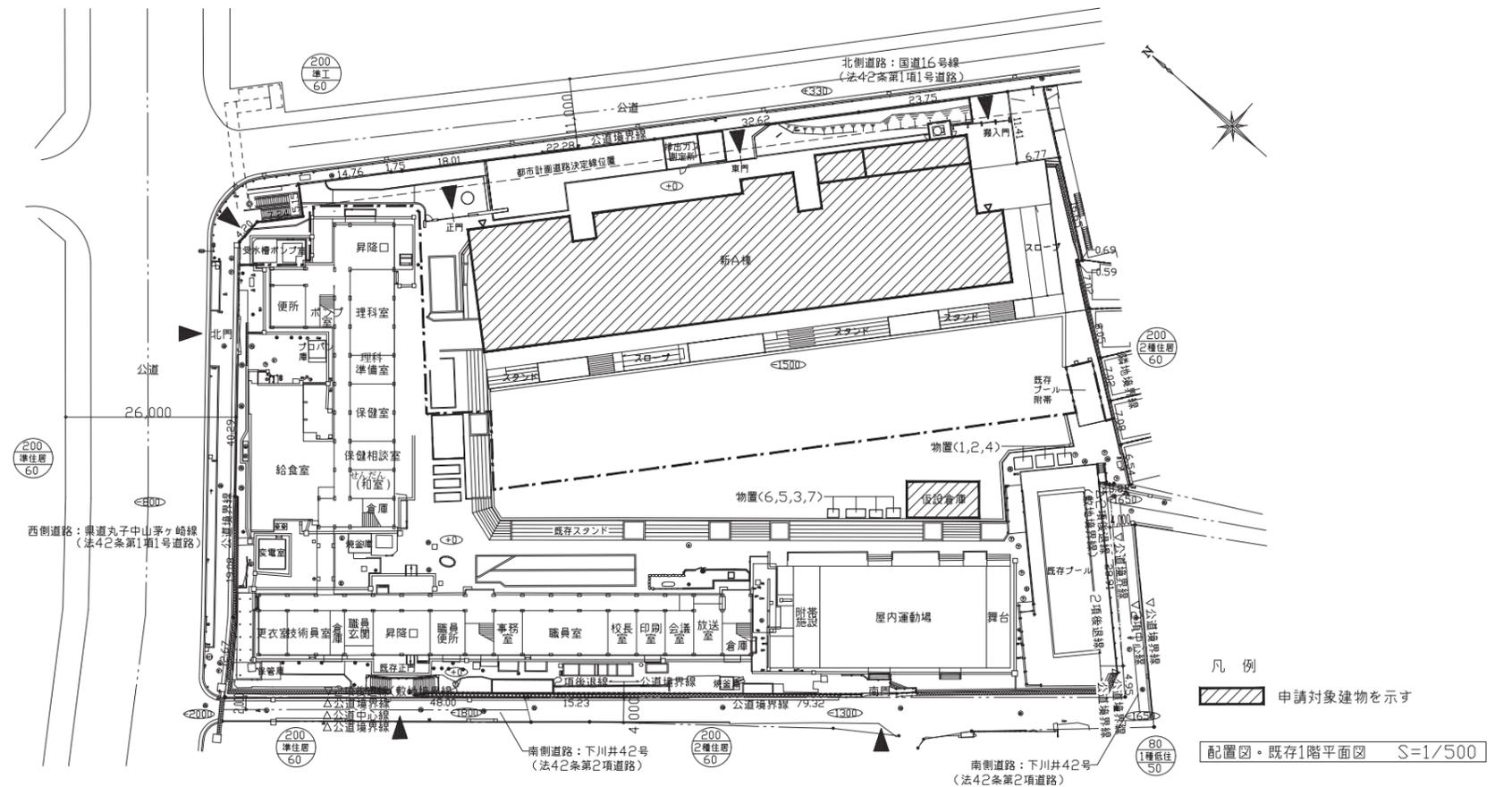
今回工事場所 横浜市立都岡小学校:  
旭区都岡町4番地8 TEL045(951)2347  
相鉄線鶴ヶ峰駅  
鶴ヶ峰バスロータリー  
市バス亀甲山行神奈中鶴間行 都岡下車3分

案内図・既存平面図



三斜求積表

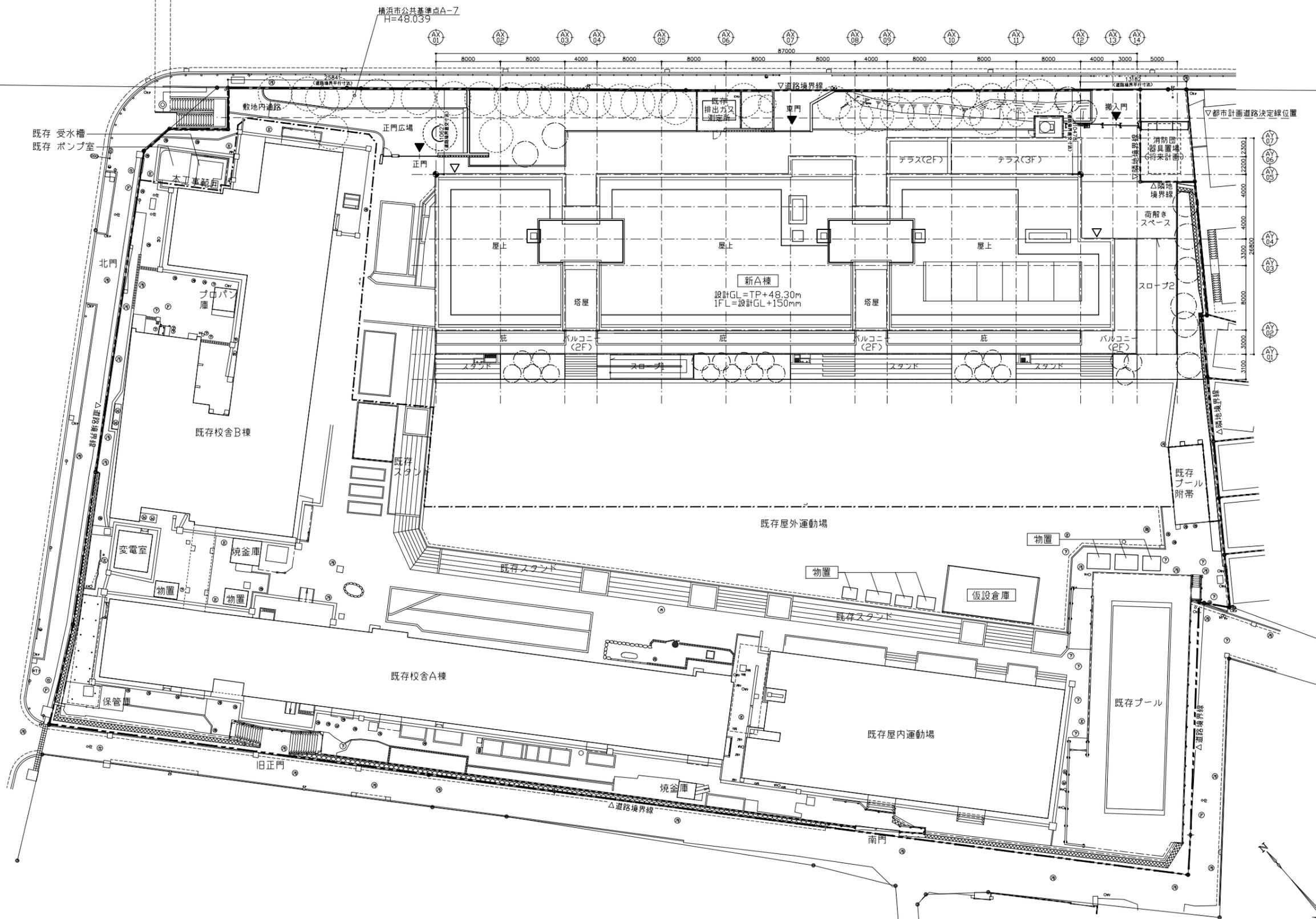
計画地			計画地		
NO.	底辺(m)	高さ(m)	NO.	底辺(m)	高さ(m)
①	26.307	10.306	⑦	48.000	12.603
②	56.483	9.921	⑧	63.215	3.021
③	32.628	8.088	⑨	141.098	9.294
④	23.760	7.586	⑩	79.317	4.933
⑤	40.556	6.968	⑪	35.370	5.195
⑥	19.153	5.644	⑫	6.549	3.675
⑦	6.004	1.759	⑬	12.684	3.078
⑧	6.256	1.814	⑭	7.086	2.344
⑨	15.610	5.627	⑮	7.024	2.344
⑩	15.610	4.758	⑯	15.162	1.592
⑪	134.004	43.675	⑰	8.055	0.753
⑫	140.581	2.967	⑱	7.070	0.748
⑬	142.379	3.780	⑲	5.230	0.591
⑭	142.379	38.996	⑳	18.273	4.934
⑮	139.760	18.815	㉑	18.543	0.631
⑯	141.098	28.585	㉒	18.543	6.061
倍面積		23904.656130	面積		11952.328070



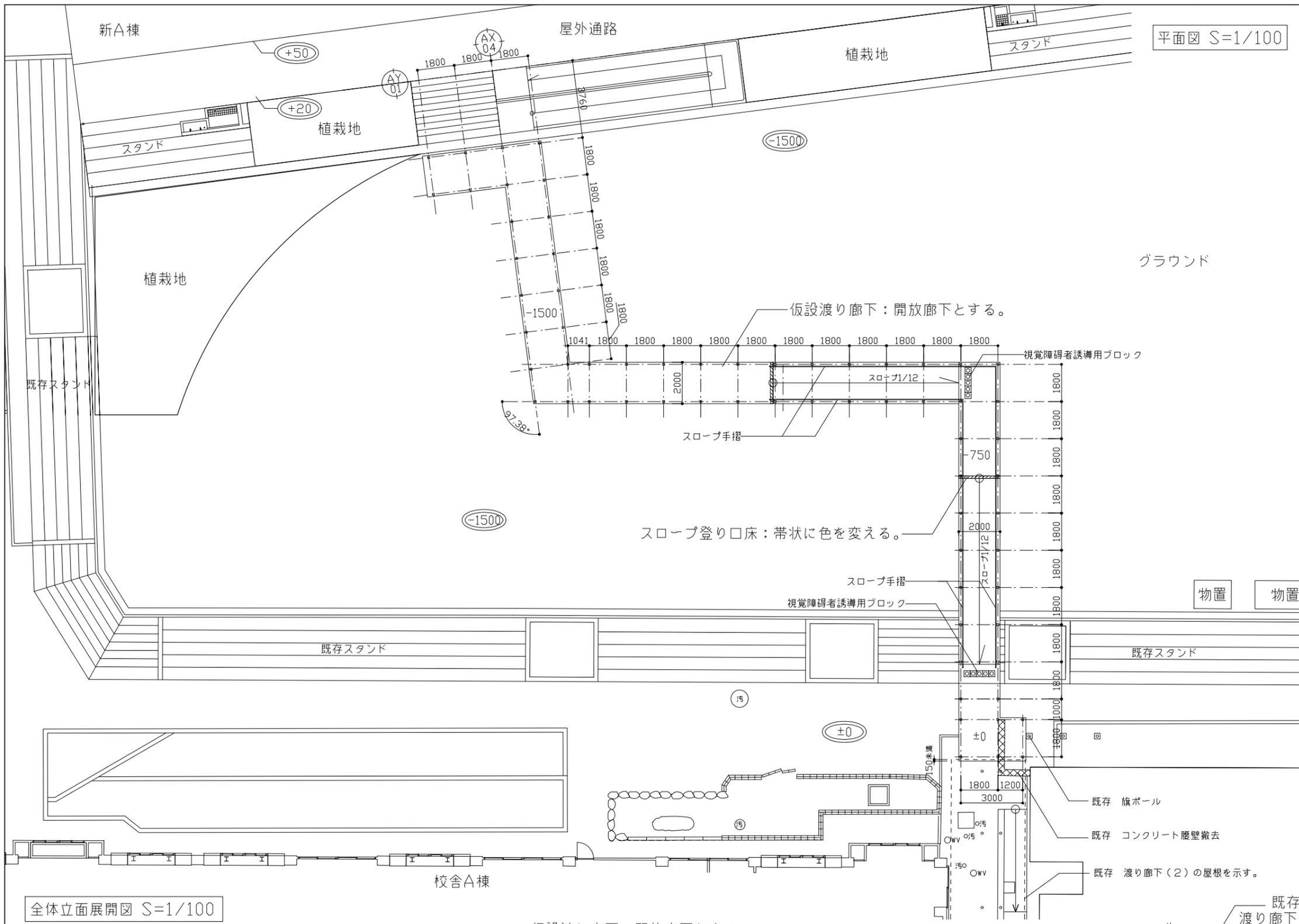
凡例  
 申請対象建築物を示す

配置図・既存1階平面図 S=1/500

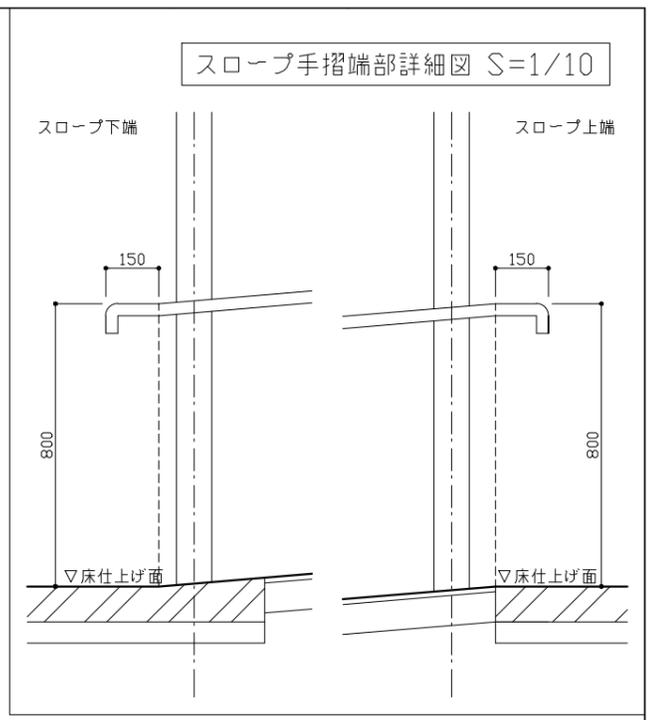
凡例	
△T.1	基準点
●	境界標
As	アスファルト舗装
Co	コンクリート舗装
LH	インターロッキング舗装
FH	平板舗装
TH	タイル舗装
□	コンクリートタタキ
—	スロープ
┌ 0.45	L型側溝
└ 0.24	U型側溝
〇〇 0.24	横断溝
—	フェンス
—	釘矢柵
—	手すり
—	ガードレール
—	ブロック塀
—	コンクリートウォール
—	コンクリート擁壁
—	コンクリートブロック擁壁
—	石積擁壁
—	法面
—	標識
—	門扉
—	階段
—	広葉樹
—	針葉樹
—	低木
—	外灯
—	汚水
—	雨水
—	下水
—	マンホール
—	消火栓
—	仕切弁
—	ガス
—	マンホール
—	止水栓
—	ガスバルブ
—	電柱
○	既存樹木
○	新植樹木
—	本工事範囲
—	敷地境界線
—	都市計画道路決定線
●	建物位置基準点



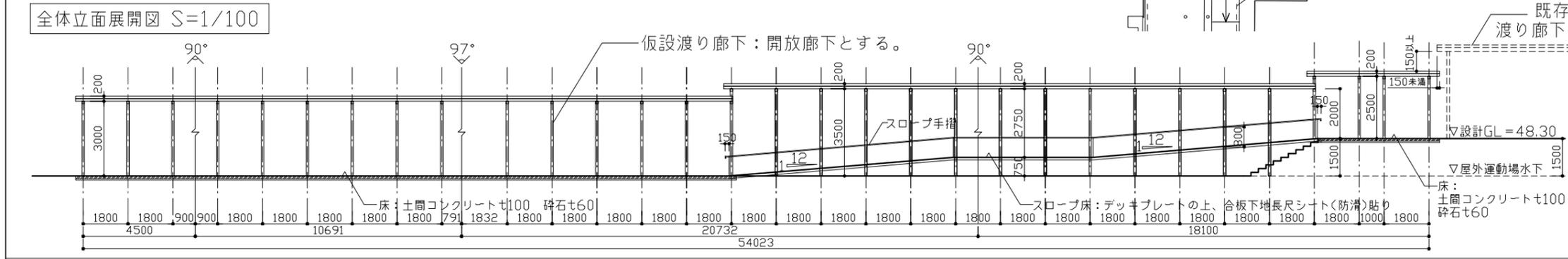
別紙図(2)  
新A棟 配置図



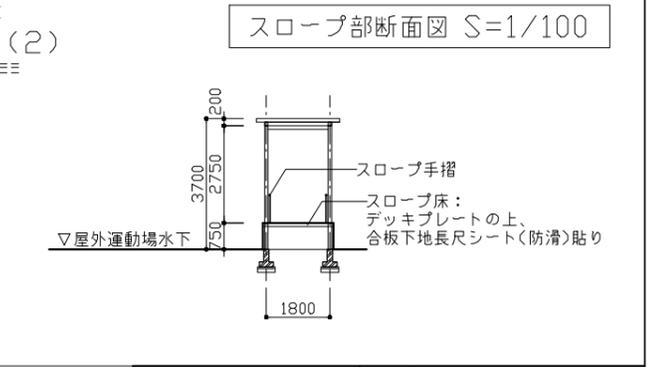
平面図 S=1/100



スロープ手摺端部詳細図 S=1/10

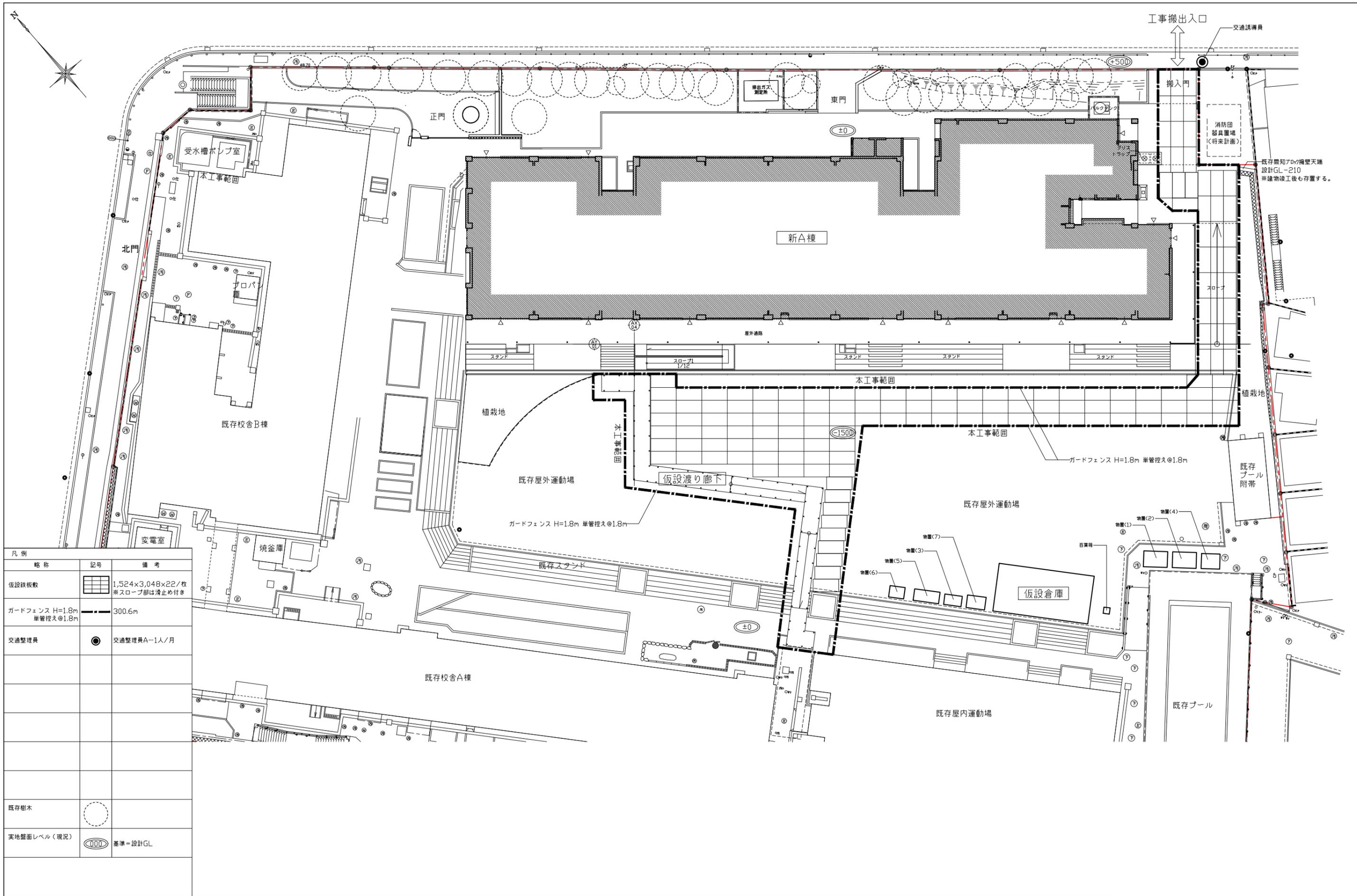


全体立面展開図 S=1/100



スロープ部断面図 S=1/100

横浜市建築局				工事名 都岡小学校 校舎建替工事(建築工事)			
年月日 R4.12	縮尺 1/100-10(A3)	1/200-20(A3)	図面名称 仮設渡り廊下 平面図・立面図・断面図	設計者 (株)八坂建築設計事務所	八坂晋太郎	図面番号	A-K01
<small>         建築士登録番号 第1706号 建築士登録 第325425号          建築士登録 第1706号 建築士登録 第325425号       </small>							



凡例	略称	記号	備考
仮設鉄板敷			1,524×3,048×22/枚 ※スロープ部は滑止め付き
ガードフェンス H=1.8m 単管控え@1.8m			300.6m
交通整理員			交通整理員A...1人/月
既存樹木			
実地盤面レベル(現況)			基準=設計GL

<特記事項> ※工事中の排水設備を通直設置する。

横浜市建築局		工事名	都岡小学校 校舎建替工事(建築工事)		
年月日	R4.12	縮尺	1/200(A1)	1/400(A3)	図面名称
設計者			仮設渡り廊下 仮設計画 参考図		
(株)八坂建築設計事務所			八坂晋太郎		
図面番号	001	冊数	1	図面枚数	1
作成	2024.12.12	確認	2024.12.12	図面枚数	1
訂正		訂正		図面枚数	0
図面番号	A-K02				